

訪問型サービス（サービスA）

（サービスコード：A3）

R6.4.1改定

サービス内容	○訪問介護サービスに定められている生活援助 ○サービス提供の時間⇒45分以上 ○自立支援を基本とし、利用者の能力を奪わないこと、できることは自力で取り組んで頂く
対象者	○要支援認定者及び事業対象者
サービス提供の考え方	○現行相当サービス対象者以外で、介護保険事業所によるサービスが必要なケース ※状態等踏まえながら、住民主体によるサービスの利用を促進
事業の実施方法	○事業者指定(すべての事業所において改めて申請が必要)
人員基準	・管理者※ 専従1人以上 ・従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・訪問事業責任者 従事者のうち必要数 【資格要件:従事者に同じ】 ※支障がない場合、他事業所等の職務に従事可能
設備基準	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品
運営基準	・必要に応じ個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明、同意 ・訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ・廃止、休止の届出と便宜の提供等 ・秘密保持 ・事故発生時の対応
サービス提供者	○指定訪問介護事業所の従事者
ケアマネジメント	○原則的なケアマネジメントのプロセスにて実施（ケアマネジメントA）
個別サービス計画	○必要に応じて作成
計画期間	○介護予防訪問介護に準じる
単価	週1回程度 1月につき941単位 週2回程度 1月につき1,879単位 ※加算なし
利用料	○1割～3割
給付管理	○対象 ・要支援者⇒介護度による予防給付の支給限度額 ・事業対象者⇒予防給付の要支援1の支給限度額 } 週2回まで
事業者への支払	○国保連経由での審査・支払